



平成 24 年 7 月 31 日

社団法人東京都食品衛生協会 御中

東京都福祉保健局健康安全部  
食品監視課長

「ふぐ加工製品取扱者講習会」の開催について（依頼）

日頃より、東京都の食品衛生行政に御理解御協力いただき、ありがとうございます。  
東京都では、ふぐによる食中毒を未然に防止することを目的として、東京都ふぐの  
取扱い規制条例により、都内におけるふぐの取扱いを規制しています。

今般、本条例を改正し、本年 10 月 1 日から、これまでふぐ調理師以外は取り扱え  
なかったふぐ加工製品について、一定の条件を満たせば、ふぐ調理師以外の人でも、  
飲食店での提供や、魚介類販売店での販売ができるようになりました。

ただし、ふぐ調理師以外の人を取り扱えるふぐ加工製品は限られており、また、取  
り扱う場合には保健所に届け出るほか、継続的に守らなければならない事項がありま  
す。

このため、本条例の円滑な導入を図ることを目的として、本年 10 月 1 日以降にふ  
ぐ加工製品を取り扱う事業者の方を対象にした講習会を開催することといたしました  
。この講習会では、東京都ふぐの取扱い規制条例の概要や、ふぐ加工製品を取り扱  
う方の義務事項や保健所への届出方法などについてご説明いたします。

つきましては、本講習会について貴会員の皆様に周知していただきますよう、御協  
力をお願い申し上げます。

問い合わせ先

福祉保健局健康安全部食品監視課 佐藤

電話：03-5320-4413 FAX：03-5388-1431